

墨田区保育所等の利用者負担額を定める条例の施行等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和 7 年 9 月 3 日

墨田区長      山      本      亨

墨田区規則第 8 4 号

墨田区保育所等の利用者負担額を定める条例の施行等に関する規則の一部を改正する規則

墨田区保育所等の利用者負担額を定める条例の施行等に関する規則（平成27年墨田区規則第55号）の一部を次のように改正する。

第10条を第11条とし、第9条の次に次の1条を加える。

（様式の特例）

第10条 第6条から前条までの規定にかかわらず、電子計算組織により作成する様式については、当該電子計算組織の仕様に基づき、各様式に所要の修正を加えることができる。

付 則

この規則は、令和7年9月16日から施行する。